

## 中世に於ける南都繪所の研究 三

森 末 義 彰

## 六 繪所座の社寺に於ける地位

院家の繪所としてその所屬院家から給分を支給されて居た關係上、之等の繪所座はその所屬院家の必要に應じて、その命令に従つて圖繪・彩色等の仕事に従事する義務を負はされるのは當然であつた。然してこの際支給される報酬としては、僅かに繪具代或は衣絹代として極少額に過ぎなかつたが、又他面に於いてはこれ等の院家の支配下にある多くの社寺は、彼等にとつては絶好の職場であり、従つてそれ等に於ける権利は繪所座にとつては最も重要な問題であつた。これ等の社會に於ける支配關係の錯綜は、従つて亦繪所座の権利の錯綜であつて、その権利の分配に關して色々の相論や問題が発生して來るのは自然である。今これ等の権利の問題を中心として考察の歩を進めて行き度いと思ふ。

## イ 所屬院家に於ける場合

こゝに於いて先づ第一に考へられなければならないのは、その所屬院家に於ける場合である。これに就いては繪所座はその所屬院家から前述の如く給分を支給されて居た關係上、その課せられた義務を盡すのは當然であつた。先づ彼等は他の門跡所屬の商工の座衆等と同様、正月には門跡に參賀して正を賀するのが恒例であつた。この正月參賀の事は、古く繪所座の院家への所屬當初から

行はれて居たものと見えて、鎌倉中期に於いても、正月に門跡に參賀して菓子・酒等を與へられる諸座寄人の名稱の中に、鑄物師・葺工・檜物師その他の座と共に繪所座の名稱を連ねて居る事を知り得る。(簡要類 桑抄三)この場合門跡に進上するものとしては、一乘院方に就いては明らかでないが、大乘院方吐田座の長有以前に於いては、多くの場合門跡のその年に相當する星を圖繪進上するのが通例であつた。これに就いては經覺私要鈔(註)以下に多くその例を見る事が出来る。

これは當時門跡に於いて正月に執り行はれた星供養の本尊となつたものである。これがこの後の松南院座の場合になつて來ると變化を來し、吐田座の星の代りに荒神を圖繪して進上する様になつて來る。文明十八年の年末に清賢が荒神を圖繪して進めたのを始めとして多くの例を見る事が出来る。(政覺大僧正記、文明十八年十二月廿四日)これは清賢の後覺順房尊榮以下の場合にも同様であつた。この荒神を進める事はこの後恒例となつたものと見えて、元龜以後の吐田座の侍從の場合に於いても、同様の事實を認め得る。(尋憲記、元龜二年十二月晦日、天正二年正月九日)これは前の星圖繪と同様に正月の門跡の荒神供の本尊となつたものであつた。この外延徳頃から大

乘院家の被官分となつた松南院座の太郎左衛門は毎年正月には門跡に參賀して火箸を進上するのが恒例であつたが、(延徳三年正月六日、經尋記、)これは如何なる理由によるものか明らかでない。尙又一乘院家所屬の芝座が大乗院門跡尋尊の附弟經尋に參賀して玉を進上して居る様な特別の例を見受けるが、(明應五年正月八)これは何か特別な理由に依るものであつて、恐らくは前年尋尊の手から、

其座が五代に亙つて相傳したといふ牛繪二卷を興へられた返禮を意味するものであらう。(明應四年十月十九日)

かゝる事柄は然し院家所屬の諸座寄人に共通の事であつて、院家との間に於ける特別の關係を示すものではなかつた。彼等が院家に所屬して給分を興へられた本來の面目は、門跡の必要に應じて、圖繪・彩色にあづかる事にあつた筈である。今それ等の場合に就いて簡単に述べて見よう。

當時院家に於いては現世安穩・後生菩提を祈る爲に、種々の祈禱供養が殆んど年中行事化して頻繁に執り行はれて居る。それ等の場合に於ける祈禱本尊の圖繪は、繪所に負はされた最も重要な責務の一つであつた。

先づ年中の無事息災を祈る爲に、正月には薬師圖繪供養が行はれる。この際にはその本尊の圖繪はその院家所屬の繪所に命ぜられるのが恒例であつた。(長祿四年正月十三日、二月十日、寛正二年正月十三日以下) 又寂勝曼荼羅供が修行される場合にも、(延徳二年同日) 辯才天供が行はれる時にも同様であつたし、(長享元年十二月廿三日) その他祈禱の爲に阿彌陀像や、(延徳三年二月十三日) 十三佛や(延徳三年二月廿七日) 聖徳太子御影や、(延徳二年九月廿八日) 或は又興福寺と深い關係を持つ大織冠等の圖繪が命ぜられる場合も多かつた。(應仁二年十月十六日)

更に院家と縁故の深い先人の忌日には、その冥福を祈る爲に圖繪供養が行はれるのが例であつた。大乘院に於いて最も重要視されたものは、その本願隆禪の忌日であつた。一二の例を擧げるならば、文正元年には放光院に於いて釋迦・多寶を本尊として供養が修せられて居る。(文正元年七月十四日) この供養は大乘院の存続する限り廢絶する事なく、時代は降つても依然として行はれて居り、多聞院日記の記載に依れば(天正四年七月十四日)

尺迦・多寶繪所侍從公毎年圖繪、一鋪二千佛書之奉掛之、と記されて居る。この他明應六年には尋尊は松南院清賢に、報恩院の木像を摸して先門跡經覺の影像を圖繪せしめて居り、(明應六年八月三日) 更に彼の後嗣政覺が明應三年三月十六日四十二歳にして、彼に先立つて入寂するや、その冥福に資せ

中世に於ける南都繪所の研究

んが爲に、繪所にその影像圖進を命じて居る。(明應三年五月五日) その他多聞院英俊が先に故人となつた門跡尋憲の靈を弔さんが爲に、繪所侍從をして十三佛を描かした等、(多聞院日記、天正十三年十二月十五日) 我々はかゝる例を隨處に見る事が出来る。

その他繪所が門跡に召仕はれる場合に就いては種々の會式がある。興福寺十二大會の隨一に位置する維摩會の場合等はその第一に指を屈せられるものである。文明七年の維摩會には尋尊が講師を勤仕した關係上、それに關して詳細な記録が残されて居るが、この時吐田座の長有は、講堂曼荼羅一幅の他に文殊・淨名・大職冠御影各一幅を圖繪すべきを命ぜられて居る。(文明七年維摩會) その他慈恩會にはその本尊慈恩大師像を、(文明三年) 三藏會にも同様その本尊圖繪が命ぜられて居る。(寛正二年四月廿三日) かゝる年中行事化した諸會式の場合、最も繪所の必要があつた例として心經會の幡彩色を擧げる事が出来る。これには必ず院家所屬の繪所が召仕はれたものであつて、文明四年の吐田座逐電に際して、門跡は別會五師に書狀を遣して(文明四年十月十四日)

當門跡繪所吐田筑前法橋事、山城椿井申懸非分儀之間、兄弟逐電了、以外事候、然之間心經會幡御兩三所可被出之處、繪所無之間不可叶候、所詮繪所進退一途治定之間、心經會事不可被行候、廻請事不可被成之由被仰出候也、恐々謹言、

十二月十四日

別會五師御房

經胤

と言つて、繪所の逐電に依り幡製作が不可能となつた爲、その事件落着まで、心經會の廻請を停止すべき事を命じて居る。これに依つて見ても繪所がこの心經會遂行に一つの重要な役割を占めて居た事が理解されるであらう。かゝる支障に困却した爲か、この後吐田座が衰退するに従つて、心經會幡彩色に差支が生ずる場合には、大乘院家では松南院座が他門乍らもその命令を受ける様になつて居るが、(延徳四年二月晦日以下) この心經會の幡彩色は少くとも支障なき限り、院家所屬の繪所がこれに與るのが立前であつた。

又中世に於いて孟蘭盆に際して、南都の諸院家から意匠を凝らした美麗な燈

一七



若し異議に及ばず、兩座の宿所を進發すべしと迄強言して居るが、吐田座は無人敷を理由としてこれを辭退して居る。この兩座の取り決めは、その後かゝる強硬なる學侶の反對にも拘らず、内々續けられて居たものと見えて、文明十六年の寺門藥師圖繪供養に際して(註)、(文明十六年四月廿三日)

藥師圖繪供養、繪師吐田方云々、此間芝座與各年ニ書之、私ニ兩座申合如此云々、當年芝座也、雖然吐田座申破之書之云々、別會之緣次第云々、

と記されて居て、この兩座の取り決めが、文明十五年迄約十年間、兩座の紳士の協定として繼續されて來た事を物語つて居るが、この時に至つては吐田座からこの協定を破棄するに至つて居る。これは吐田座が當時漸次衰微しつゝあつた事を示すものであつて、その困窮の一端がこゝに現はれたものと見るべきであらう。これが契機となつて、寺門に於ける圖繪に關する協定は完全に破れて舊に還つたものゝ如く、文明十七年には別會の計に依り、芝座が延命藥師圖繪に與り、(多聞院日記、文明十七年卯月廿二日)更に同十九年にも芝座がこれに關係して居るが、(文明十九年三月晦日)その後延徳四年には、吐田座の助法眼宗有が別會與弘僧都の許可によつて藥師圖繪に與ると言ふ様な状態であつた。(延徳四年四月廿日)

又佛畫以外の佛像彩色關係に就いてもかゝる例を見る事が出来る。それは即ち文明十七年の中院多寶塔本尊尺迦・多寶像彩色の場合であるが、これには六方衆がこれに關係し、その彩色に就いて吐田・芝兩座の意見を徴した所、吐田座が三十貫の増分を申入れた爲に、その處置に就いて六方集會は色々と評定したが、全部吐田座に申付くべしと言ふ説と、一圓芝座に命ずべしと言ふ説と、更に折中の各一體宛を兩座に申付くべしと言ふ三説が對立して容易に決定しなかつた様な場合もあつた。(文明十七年四月十四日)

然し乍ら大きな仕事の場合には、後述する春日社々殿彩色の場合に於ける如く、原則的な協定が出來て居て、それに従つて權利の分配が行はれたものゝ様である。今それ等に就いて二三の實例に當つて見よう。

即ち應永六年の興福寺供養要脚注文(春日神社文書第一、二一六頁以下)に依れば、繪所擔

中世に於ける南都繪所の研究

當の箇所の内に二三芝二位の名が見えるが、その他の箇所に何等の記載のない事は、この時の仕事に南都繪所座の總てがこれに關與した事を示すものであらうと思はれる。

これについて我々に確然と各座の權利分配の事實を見せて呉れるものに、東金堂の本尊彩色の場合がある。即ち長祿四年に東金堂本尊の修理彩色が行はれたのであるが、その際吐田座と芝座が相論を起して居る。その経緯に就いて言へば、この年吐田座が學侶の許可を得て東金堂南向の釋迦三尊の彩色に従事し始めた所、芝座が應永年中に東金堂本佛繪圖并に金燈籠の繪圖を作つたと言ふ支證を楯に抗議を申入れたので、尋尊は春日社に於ける權利分配の例を引いて東金堂御塔へ、東南西此三方分、云本尊云堂内吐田沙汰ナリ、北方計芝座致其沙汰者也、明德・應永沙汰如此ナリ、寺内沙汰又每事如此ナリ、所見分明之間、爲後記之者也、

と言つて居る。(長祿四年七月十日)これに依ると明德・應永年度の彩色に際して、何等か先例となるべき取り決めが作られて居る筈であるが、それに就いても尋尊はその日記の長祿四年八月廿八日の條に

彼御塔色取事、一段爲學侶評定、明德年中ニ定置了、云本尊云内陣繪一決事也、更以不可及相論事哉、

東方藥師三尊、吐田座之内助分也、一乘院家繪所、  
南方尺迦三尊・正面也、西方阿彌陀三尊、吐田座分也、大乘院家繪所、  
以上吐田座分三方也、

北方彌勒三尊 芝座々衆分也、一乘院座、  
如此致其沙汰、則應永年中當塔之四方額二十枚之色取、五枚北方ハ芝座衆沙汰、三方十五枚吐田座沙汰也、

と言ひ、この吐田座の權利を持つ南方釋迦三尊の彩色に關して、芝座が抗議を申入れる事は「以外次第也」と憤慨し、更に

寺内之色取以下繪所沙汰ハ、每事四分ニ分テ、三分ハ吐田座觀之、一分ハ芝座觀之條不能左右事也、

と記して居る。これ等の記載に依つて、我々は興福寺内に於ける繪所の権利が大體に於いて、大乘院方と一乘院方の兩方に折半されて居るのを知る事が出来る。即ち寺内に於ける彩色以下の仕事は、之を四分してその三を吐田座が取るのであるが、大乘院方吐田座の取得権はその二に當り、残りの一は一乘院方吐田座の権利に屬するものであつた事を知り得る。然して残された一を芝座が取得するのであつて、かゝる例を我々は春日社の場合に於いても見る事が出来る。唯この際松南院座が全然問題にされて居ない事は不思議とされるが、これ等に就いては今の所之を解決する史料を有しないので明らかにし得ないのは遺憾である。

註 多聞院日記文明十六年卯月廿三日の條にも、この事に關して、「今度繪師吐田方沙汰之、本來爲所望次第別會計也、近年繪師中吐田ト芝ト令契約令異反云々、如本來可爲所望之緣次第由申、助方競望被申付吐田了、」と記されて居る。

ハ 春日社に於ける場合

興福寺の鎮守春日社に於いて繪所座の持つ権利は、その造替時に於ける社殿の彩色が中心となる。これに關しても前に述べた興福寺々門に於ける場合と同様に、各座の権利が相錯綜して紛議をかました場合が少くない。今その社殿の彩色に就いて、繪所座に關して我々に残された史料に依つて、その権利の分配を圖示して見ると次の如くである。

社 殿	出 據	弘安九年春 日社造替記	貞治六年 春日社正 遷宮記	春日若宮神 殿守 十一 月二日	雜事記、長 祿四年八 月廿八日	同上、文 龜二年 六月晦日 (文明 十九年度分)
	一 御 殿	?芝 慶 實			芝 座	芝 座
	二 御 殿	?芝 慶 實			芝 座	芝 座
	三 御 殿	京都繪師道詮	吐田座		吐田座	吐田座
四 御 殿	京都繪師道詮	吐田座		吐田座	吐田座 (吐田賢房正有)	

猶御前の鳥居は三御殿に附屬するものとして、弘安度には京都繪師道詮、貞治以後は吐田座の権利に屬し、御前の格子以下に就いては二御殿に附屬するものとされて居る。この他雜事記の長祿四年七月十四日の條に、一・二・三御殿は吐田座に、四御殿は芝座の権利に屬するものゝ如く記されて居るが、これは尋常が感情に任せて、何等の根據もなく記したものである事が明白であるので、こゝには採らない。

この圖表は春日社に於ける繪所座の権利分配に關して種々興味ある事實を示して呉れるものである。先づ圖に就いて言へば、第二段の貞治六年の分は、吐田座に關する部分の記載のみで、他に就いては明らかでないが、この空白の部分の一・二御殿は芝座、若宮殿は一乘院方吐田座と認める事は當然許されて然るべきであらうと思はれる。猶第三段に就いても同様な事が考へられてよいと思ふ。

まづこゝに於いても、第一に一・二御殿が芝座、三・四御殿が吐田座と言ふ様に、興福寺々門の彩色に於ける場合と同様、春日社に於いては繪所座の彩色権が大略同等に折半されて居る事を知り得る。かゝる興福寺々門及び春日社に於ける権利分配の規定は、兩門跡の支配權の並び行はれた何れの社寺に於いても、その権利が芝・吐田兩座に均等に折半されて居たであらう事を示すものである。

次に注意すべき事は、弘安年度に道詮なる京都繪師が春日社殿彩色に關與して居る事であつて、當時に於いては南都繪所座は、南都に於いてすら猶獨占的地位を獲得して居なかつた事實を示し、大乘院方吐田座が未だ春日社殿彩色に就いて、その権利を持つて居なかつた事が認められる。然るに貞治六年に至つては、弘安年度の京都繪師の権利がその儘吐田座の手に移されて居る事が著しく目につく。然らばこの春日社殿彩色に關して、南都繪所座が京都繪師の勢力を完全に南都から驅逐して、獨占的の地歩を占めたのは、一體何時頃であつた

かゞ問題になつて来る。これに就いては明確な記載を見る事は出来ないが、次に引用する元應二年の春日社正遷宮日記の記事は注目に値するものである。即ちそれには

朱沙ヲスル事并御間ノ繪南都繪師也、タイ正院桶井ノ繪所也、京都繪師聊雖及相論、被仰付南都畢、

とあつて、この記事は元應頃には猶京都繪師の勢力があつた事を示す共に、又この頃を堺として南都に於ける京都繪師の勢力が驅逐されるに至つた事をも表明する。従つて南都繪師座が春日社延いては南都に於いて獨占的地位を獲得する事が出来たのは、凡そ鎌倉末期と見て大過なかるべく、その結果は貞治六年の春日社正遷宮記に明白に現はれて来る。

又弘安年度に芝觀實に與へられて居た若宮殿の彩色權が、應永以後一乘院方吐田座の手に移つて居るのも、興味深い推移と見る事が出来る。

かく大乗院方と一乘院方に明確に規定されるに至つた事は如何なる原因に依るものであらうか。これに就いては何等據るべきものはないが、前にも述べた如く、南北朝時代に於ける兩門跡の確執に依る對立は、その後中世・近世を通じて著しいものがあり、従つてかゝる事情はその所屬にかゝる繪師座の權利問題にも反映して來たものであらうと想像される。

かくの如き長期に互る傳統的規定も、吐田座の嫡流の衰退と共に變化が起つて來る。即ち永正三年に至つて、從來吐田座の權利に屬した三・四御殿の彩色に關して、芝慶順と松南院清賢との間に相論が起り、漸く學侶の折中に依り、五社を惣座として沙汰すべき由の決定を見る様な状態となり、(多聞院日記、永正三年十二月十日)更に天文年度に入つては右方・左方として五人の繪所にその權利が分配されるといふ有様であつた。(續奈良縣金石年表、吐田有勝繪馬銘)

かくしてこの頃から繪師座の權利も、從來の傳統的均衡が破れて、自由競争の傾向を帯びて來る事を、前述の一二の實例は如實に之を物語するものであると思ふ。

この他春日社の彩色に就いては、前表以外の細目に互つても、その權利の分配は明確に規定されて居たものであつて、文明十九年度の造替に於けるそれ等に就いて、繪馬請取次第として次の様な記載を見る事が出来る。(文龜二年六月晦日)

師子ホタン二三御殿 吐田座根本事也  
一御殿東西二枚 芝座

四御殿東西二枚 吐田座

とあり、この他弘安九年及び貞治六年の春日社造替記に依つてもその仔細を窺ふ事が出来る。

尙雜事記長祿四年八月廿八日の條に依れば、前表第四段の規定を説明した記事の後に

此外鳥居・樓門・水屋・三十八所・榎本・紀御社・ハウキ殿以下、悉以吐田座役也、於芝座者、一・二御殿外ハ一向不致其沙汰也、

と記されて居て、春日社一・二御殿以外に於ける吐田座の獨占的地位を強調して居るが、これに對して芝座が如何なる地位を占めて居たかに就いては、何等の記載もなく、その間の權利分配が如何なる形式で行はれて居たかは明白にし難い所であるが、文明十五年子守宮の扉及び千木の彩色に關しても

各吐田座之沙汰也、芝方ハ一切不被加之云々、

と言ふ記事もあつて、(文明十五年六月十二日)或はこれ等に於ける吐田座の獨占的地位が認められてよいのではないかとも思はれるが、この等の問題に就いては單に推測の程度に止めて、その解決を新しい史料の發見に俟ち度いと思ふ。

## ニ 東大寺に於ける場合

東大寺に於いては前述の如く古くは何等繪師座に關する史料が見當らないので、天文以前の事に關しては一向に判然しない。

然し天文年間に入つては、芝座の藤勝丸の書き残した東大寺繪師日記があるので、それに依つて當時の東大寺に於ける諸師座の活躍の一端が知り得るのは幸

である。

それに依れば東大寺繪所は、年預五師の補任に依つて、補任料七百文の納入によりその地位が確保されるのであるが、天文の初年には吐田座の琳賢房有勝がその地位に居り、天文四年には芝藤勝丸が更にその員に加はり、その直前に東大寺繪所の補任を得た松南院座の春勝丸と入れ替つた如く記されて居るが、その後天文十六年頃から東大寺繪所は三方ある如く記されて居る所から見て、吐田・芝・松南院の三座がこゝに於いても東大寺繪所として同等の權利を確保して居たものであらう。この他吐田助座も一乘院方にあつた關係上、芝座の一人としてその權利の分配に預つて居たものと見えて、芝助等と記されて居るのを見る。

これ等の諸座の東大寺に於ける權利の分配に就いて、その一二を例示して見ると、天文十六年の東大寺八幡宮若宮殿造營に際して、芝藤勝はこれに關與しなかつたものゝ如くであるが、吐田琳賢・同助・松南院の三座がこれに與つて居る。御簾の彩色もこの三人で行つて居り、十二月廿日卯の日に之等の三人は社頭に於いて探を取り、その分配を決定して居る。その結果御殿の彩色に就いては南方は助、西方は松南院帥公、北方は琳賢と決定され、階段に就いても、上二段は琳賢、中二段は助、下二段は松南院帥、残りの一段は探を以て定め、更に金物方に就いても中は琳賢、西脇は助、スチ彩色は帥と言ふ様に分配されて居るのを見受ける。こゝに注意すべき事は、これ等の分配は文明前後のそれに於ける如く、長い傳統的な慣習の規定によるものでなく、その時その時に際しての分配であつて、探によつて決定する等、各座に從來保持されて來た特權が全く無視されて來た事が明白に觀取される。これは當時に於ける社會狀態の推移に基くものであつて、東大寺のみならず各方面にこの傾向が見られるのであつて、中世的な繪所座の崩壞の端緒をなすものであらうと思はれる。

この天文頃に於ける東大寺繪所はこの三人の外に更に芝座の藤勝丸が加はるので、多くの場合はその權利は四分されて居る。即ち天文二十二年の東大寺八

幡宮の造營に際して

八幡宮彩色ハ、中社琳賢房、南二之御殿勝南院中ノ坊、大ミ御殿芝東坊法橋、塔寺門以平定ナリ、助法橋沙汰、

とされて居る如きが、その原則的な分配の状態を示すものである。

以上の諸例はすべて東大寺八幡宮に關するもののみであるが、東大寺内に於ける彼等の權利分配に關しては、何等據るべきものがないので之を知る事は出來ない。

#### ホ 法隆寺に於ける場合

法隆寺に於いても亦春日社に於ける如く、南都の繪所座は鎌倉時代に於いては、獨占的な地位を獲る事が困難であつた。これは南都繪所座が猶發展途上にあつて、その結束が強固でなかつた事や、或は又法隆寺それ自身が古い傳統と歴史とを持つて居り、従つてそこに植えつけられた京都その他の繪佛師の勢力が尙根強く残つて居た事等に起因するものであらう。我々の管見の中に於いてしても、南都以外の繪師の活躍を法隆寺關係の記録や遺物の中に相當多く見る事が出来る。例へば治曆五年の聖德太子七歳像の胎内銘にその名を残して居る秦致貞にしても、(造像銘記)彼は攝津大波郷の住人であつて、この年法隆寺東院の繪殿にもその筆になる畫圖を残して居るのを見る。(斑鳩嘉元記、法隆寺棟記)然して一方南都の繪師が法隆寺に於いて仕事を與へられた例として、古く文治二年の中門仁王の彩色に當つた元興寺の二郎房の名を見る事が出来るが、(法隆寺棟記、古今一陽集)然しこの二郎房が南都に於いて如何なる地位にあつたものかも明らかでない。更に下つて松南院座の始祖と仰がれて居る尊智法眼の名を見る事も出来るが、これも前述の如く、南都繪所としての資格を持つてこれに與つたか否かに就いては明白でない。我々が現在南都繪所として法隆寺の仕事に關係した者として擧げ得る最も古い例は、延應元年に中門の仁王彩色を行つたと言ふ興福寺繪師を擧げ得るに過ぎない。(法隆寺別當記)法隆寺棟記に依れば、彼に就いては

自四月一日二王采色佛師南都繪師云々、當寺大工也

と記されて居るのみであつて、その何座に所屬する繪師であつたかは不明であるが、とにかくこれに依つてこの興福寺繪師が法隆寺繪所大工に補任されて居る事を知り得る。更に少々時代は降るが文保年間に至つて、松南院座の命尊と推測される南都繪師大輔房にも、當寺大工也と言ふ説明が付せられて居る例も擧げる事が出来る。(法隆寺別當記、斑鳩)然し乍らこれ等の南都繪師は相尋いで法隆寺繪所大工に補任される特權を有して居たわけでない事は、南北朝時代法隆寺で盛に活躍して居る播磨法橋實圓に就いて、法隆寺襟記に

京人也、當寺大工也、

と記されて居る事に依つても明らかである。中世の法隆寺に於いて南都の椿井佛所が略々獨占的に近い地位を獲得して居たと想像されるに反して、南都繪所座は猶南北朝時代に於いても獨占的地歩を占める事が出来ず、寧ろ傍系的待遇を受けて居た一例として、次の様な事實がある程である。即ち貞和・觀應年間に於ける法隆寺上堂の四天の彩色に就いて、京都繪師大輔公と奈良幸の繪師某とが、各々その中の二天宛を受持つて彩色權を二分して居るが、(古今一陽集)南都繪師が受持つた筈の増長天に就いても相論が起つて、その御身彩色を大輔公に奪はれると言ふ様な悲惨な状態にあつた。(斑鳩場元記)

かくの如き悲惨な立場が清算されて、法隆寺が南都繪所座の獨占的職場となつたのは、然らば何時に求むべきであらうか。この問題に就いても遺憾乍ら今それを解決すべき何等の史料をも有して居ないので、何とも明言する事は出来ないが、恐らくは南北朝時代の争亂が一應屏熄して後の事とすべきであらうと想像されるが、これ等に就いても新史料の搜索と共に他日を期し度いと思ふ。

### へ その他に於ける場合

前述した院家・興福寺・春日社・東大寺・法隆寺等の外に、南都繪所座の職場として、我々は大和國中に於ける夥しい數に上る社寺を擧げる事が出来る。

中世に於ける南都繪所の研究

之等の社寺は大和國司を號した興福寺の支配下にあつたものであつて、院家の勢力の及ぶ所、院家所屬の繪所座がそこに彩色・圖繪の特權を有して居た事は又疑を容れない所である。

これに就いては大乗院家の勢力下にあるものと、一乘院家の勢威の及んで居たものと、更に兩院家の勢威が均等に並び行はれたもの、三に區別すべきであるが、史料の尠少はそれ等の分類をすらも許さない状態にある。

今比較的史料の多い大乗院關係のものから見て行くと、先づ第一に大安寺がある。これは前にも擧げた様に、雜事記文明十八年九月の後附に大安寺繪所事といふ記載があつて、應永十年二月に吐田座の三川法眼專有に、大安寺繪所の補任狀が書き下され、その後重有を経て長有に相傳されたものである事が知られる。

次に一乘院の祈禱所白毫寺に於いても、雜事記長祿三年九月廿七日の條に

一乘院祈禱所白毫寺ノ繪所者、大乗院座ノ吐田筑前法眼重有令相承、書事出來之時者致其沙汰者也、

と記されて居て、白毫寺が一乘院家の祈禱所であるにも拘らず、その繪所としての權利は大乗院方吐田座の手に相承されて居た事が知られる。この事情に就いては何等之を説明する史料もないが、前述した大乗院方の内山永久寺に於ける一乘院方の松南院座の場合と同様に、古い時代の關係に依るものではないかと想像される。こゝに更に注意すべきは、「書事出來之時者致其沙汰者也」とある記事であつて、これ等の社寺に於いては、繪所は院家の場合に於ける如く常置されて居たものでなくて、必要に応じて繪所座の相承とそれを支配する院家との關係に従つて命ぜられたものである事が此の記事に依つて明白にされる。然したとへ常置されて居たにしても、大事業に際しては南都繪所座の手に依つて、その彩色等が行はれて居たものである事が知られる。即ちかゝる事實に就いて、我々は長谷寺の場合を擧げる事が出来る。長谷寺は前述の如く大乗院の末寺の雄なるものであつたが、その焼亡等に依る再建の如き大事業に際しては、

一時的に大乘院家所屬の繪所座が、長谷寺大繪師職の補任を得て、その彩色等に從事するものであつた事は、次の例に依つて知る事が出来る。即ち大乘院尋尊自筆の「河口庄綿兩目等事」といふ冊子の紙背文書に

補任 長谷寺大繪師職事

法橋有儼

右以人被補任彼職之狀如件、

弘安十一年卯月 日

御目代懷胤判在

別當法印大和尚位御判在之

といふ補任狀の寫を見る事が出来る。長谷寺は是より先弘安三年三月十四日に炎上し、(大乘院日記目錄一、雜事) 明應四年十一月廿六日その年の六月十二日より本尊等の造立を始めたのであるが堂塔以下の完成は更に數十年の後に至るのであつて、(明應四年十月廿六日) この長谷寺大繪師職の補任はその再建道程に出されたものであらう。この時に當つて長谷寺大繪師職に補任された有儼は、前に大乘院方吐田座の傳系を述べるに當つて、事蹟が明らかでないとした伊賀法印有儼である事は明白である。然してこの補任狀の存在を長友小野見嗣氏に依つて示されたのは、吐田座の傳系に就いて述べた所の本誌三十九號發刊後であつたが、本號に於いて追加する事を得たのは甚だ幸であつた。更に文明四年の長谷寺再建に際して、吐田座の琳賢房正有が、父筑前法眼重有よりの相承の旨を申入れてその繪所を望んで居る事も、長谷寺に於いてはその再建等の如き場合に際してのみ、大乘院方の吐田座が大繪師職に補任されて居た事を示すものであるが、長谷寺の如き大寺にあつては、本來その寺所屬の繪所を有して居たので、この際寺家では正有を指置いてそれに申付けたので、尋尊はその處置に就いて「不審事也」といふかつて居る。(文明四年四月十日) これは前にも述べた如く長谷寺が大乘院家の末寺であり右に述べた如き多くの先例があつた爲であらう。然しそれ等の末寺所屬の繪所の權利は誠に微々たるものであつたらしく、明應年間同寺回祿に際しても、松南院清賢が長谷寺繪所人數の事を尋尊に就いて所望し、尋いで許されて居る事等

がそれを物語つて居る。(明應四年十二月二日、同五年二月十八日、同廿五日) 然しそれにも拘らずこの長谷寺所屬の繪所はこの後も微力乍ら存續して居たものらしく、多聞院日記の天正十二年六月五日の條に依れば、五月廿八日に長谷寺に喧嘩があり、繪所宮内卿なるものが死去して居る。彼に就いては英俊の記する所に依れば

隨分ノ繪書、長宮ト申セシ仁也、一段惜事也、

と言はれて居る程であり、相當な手腕を以て當時の繪師間に伍して名があつたのであらう。

又文明前後その靈驗あらたかな本尊地藏菩薩を以て有名な矢田寺に於いても、大乘院方吐田座が權利を有して居たものと見えて、文明十二年に吐田松坊法橋長有が、その仁王彩色に關係して居る。(文明十二年四月十二日)

この他特別な例を示すものに橘寺があり、當麻寺があつた。橘寺は元來大乘院家の末寺であつたが、明應九年には芝座が橘寺佛所事に就いて大乘院門跡の諒解を求めて居て、(明應九年四月廿八日) 一乘院方の繪所の勢力の大乘院方末寺への進出を物語つて居る。更に同四年芝慶舜が當麻新曼荼羅を圖繪したのは豪族古市の口入に依るものであつて、(明應五年十月二日) 當時繪所座の權利を左右するものに、門跡の勢力の外に新たに勃興した衆徒・國民出身の豪族の勢力が加つて來た事を注意せねばならない。こゝに於いても従來の繪所座の保持した院家勢力を背景とする特權が漸次崩壞の途をたどりつゝある一例を見る事が出来る。然し乍ら猶門跡の勢威にも頼るべきものはあつたのであつて、永正四年に芝慶順がその相傳の系圖等を支證として理運を主張し、吉野金峯山寺の繪所を確保したのは、一乘院門跡の斡旋口入によつたものである事も忘れられてはならない。(學侶集會引付、永正四年五月廿三日、同廿八日) 一乘院家の勢力下にある諸社寺の繪所に就いてはこの外に見當らないが、多武峯等はその例の一つに屬すべきものであらうか。

多武峯に就いては明應五年に芝民部法眼が關係して居るが、彼が此の際大乘院家に瓶子一双・兩盆の進物を持參して居る所を見ると、(明應五年九月廿一日) こゝに於いては大乘院家の諒解も亦必要であつたのであらう。然しこの後永正十八年

の護國院神殿造營に際しては芝慶純が(談山神社文書、七一九頁)更に天文十三年の鎮守外一百餘ヶ所の彩色には慶純の子芝三郎が大繪所職として百十貫文を以て請けて居る所を見ると、(同上書、五七三頁)明應以後は多武峯に於いては芝座が獨占的地位を維持して居たにも思はれるが、天文頃のものと思はれる繪所琳賢銀子切符(同上書、六四七頁)なるものがあつて、こゝに於いても天文頃からその相傳系などが問題にされない様な状態になつたものではないかとの推測を起させる。かゝる特權の崩壞の傾向はその後時代の降ると共に益々助長されて行つたものと見えて前にも述べた如く、天正の侍従及び琳賢父子が大和以外の諸地方に盛に出稼して居る事實は、繪所座が既に世俗的な勢力を失つた門跡や、その特權も問題にされなくなつた大和の社寺のみの仕事では立つて行かれなくなつた事を意味するものであらうと思ふ。この點繪所座が猶近世に至つても存續して、中世的な座としては一つの特異例を作る様であるが、實際に於いては他の多くの商工の諸座等と同様に、近世の初頭に於いて中世的な諸種の特權を失つて、實質的には崩壞の一路をたどつたものと見てよいのではないかと思ふ。

## 七 繪所座の經濟生活

最後に繪所座の經濟生活に就いて簡単に述べて見度いと思ふ。こゝに於いて考察の對象となるものは、史料の關係上主として繪所座の收入、特に大乘院方吐田座及び松南院座のそれに關する問題に極限されるものである事を斷つて置き度い。繪所座はその所屬院家から一定の給分を支給されて居るので、その所屬院家の仕事に従事する場合に、その報酬として支給されるものは、單に繪具代或は衣絹代としての極少額に過ぎなかつた。これは所屬院家から支給された給分が、通常の場合の手間代に相當するものであつた事に起因するものであらうと思ふ。今それ等に就いて雜事記外二三の史料から摘出圖示すると、大體に於いて次の如くなる。

中世に於ける南都繪所の研究

畫圖ノ種類	大サ	支給額	備考	畫者名	年時	出據
藥師		一貫文 一、〇〇〇		吐田重有 吐田重有 松南院尊順	長祿三、正、十四 長祿四、正、十三 寬正二、正、十三 寬正三、正、晦	
大織冠		一、〇〇〇	繪具代計	吐田長有	應仁二、十二、十六	
赤童子		一、〇〇〇		吐田助宗有	長享二	長享二、七、五
不動		一、五〇〇		吐田重有	永享八	經、永享八、十一、十九
三藏會本尊		一、五〇〇	衣絹及繪具代	吐田重有	寬正二	經、寬正二、四、廿七、廿三
吉野曼茶羅		一、五〇〇	始メ二貫文ノ由申出ヅ	松南院清賢	長享三	長享三、二、廿八
天川辯才天		二、〇〇〇		松南院清賢	長享元	長享元十二、廿三
宸勝曼茶羅	一ハ、	二、〇〇〇	寺門本ヲ縮寫、三貫文ノ由申出ヅ	松南院清賢	延德二	延德二、七、三、同五
十三佛		二、〇〇〇	尋憲追善ノ爲	松南院清賢	延德三	延德三、十一、廿七
政覺影像		三、七〇〇	政覺追善ノ爲	吐田侍従	天正三	多、天正十三、十二、十五
阿彌陀	長五尺 幅二尺 五分	一〇、〇〇〇	全身金色ニ塗ル	松南院清賢	延德三	延德三、六、九

圖表中、支給額は一疋を十文に換算した。猶出據の部に經とあるは經覺私要鈔、多とあるは多聞院日記の略である。唯單に年月日のみを示したものは、前にも斷つた如く雜事記中の尋尊大僧正記である。

右表に見らるゝ如く、最初吐田座の場合に於いては、支給額は一貫文或は一貫五百文が原則となつて居る。然してこれは大織冠及び三藏會本尊の場合に依つて、繪具代のみ時は一貫文、繪具代及び衣絹代の時は一貫五百文であつた

事が判然する。即ち繪具代一貫文、衣絹代五百文といふ割合になるのであつて、この事は次に述べる事に依つて決定的なものと見られる。即ち雜事記明應二年七月十八日の條に依れば

壽像絹代五十疋繪所ニ下行、三尺四寸五分ト一尺七寸五分ト也、金尺定也、

とあつて、この衣絹代五十疋は五百文に相當するもので、右表の場合と合致する譯である。この記事に於いて猶注意すべき事は、衣絹の寸法が明示されて居る事である。即ちこの記事に依つて、門跡に於ける圖繪の大サの標準は、大體に於いて金尺で長サ三尺五寸前後、幅一尺七八寸程度のものであつた事が知り得るのである。

又松南院座の場合になつて來ると、支給額が一貫五百文或は二貫文と増加して來る事が見られる。これは吉野曼荼羅の場合に於いて見られる様に、始め二貫文を申出でたにも拘らず一貫五百文が下行されて居るのは、衣絹及び繪具代のみといふ前例に従つたものであらうと思はれる。これがその後二貫文となつて居るのは、恐らく申出通りに支給されたものであつて、松南院座が他門即ち一乘院家所屬の繪所であるといふ關係がこゝに現はれたものであつて、衣絹及び繪具代を控除した残りの五百文は、まづ手間代に近いものと見て差支へないものと思はれる。従つて院家の圖繪の場合に於いては、繪具代一貫文、衣絹代五百文といふ原則はこゝにも適用さるべきであらうと思ふ。猶政覺の追善影像や、全身金色に彩色した阿彌陀像の場合は、特別なものと見るべきであらう。これが多聞院日記記す所の元龜・天正・文祿頃になつて來ると、代米を以て下行されて居つて、右表との比較は困難となつて來るが、大體に於いて一斗から五斗の間を上下して居る事が認められる。

この他毎年七月十四日の大乘院本願隆禪の忌日に進められる釋迦・多寶像の如き特別なものも認められる。即ちこの場合には古來錢の代りに米五斗が下行されるのが通例であつて、(文正元年七月十四日、文明二年七月十四日)この支給額は時代が降つても變改される事がなかつたものと見えて、尋憲記元龜二年七月十四日の條にも、

御<sup>(意)</sup>キ日トテ本尊ハ繪所ヨリ上華、下行ハチヤウキニ五斗也、

と記されて居る。この記事の「チャウキニ」とある語は「定器に」とも解釋されるが、又「定規に」とも考へられる。何れにしてもこの場合の下行が米五斗であつた事は興味ある事實である。又恆例の心經會の場合には、繪具代の下行はなく、單に間水として酒五升が下行されるのが通例であつたが、(寛正二年四月廿三日以下)これも或時には代米で下行されたと見えて、康正二年の心經會には、酒の代りに代米四升八合下行の例を見る事が出来る。(康正二年寺務方所出下行)

以上は大乗院家に於ける場合のみに就いての考察であるが、一乘院家の場合に就いても同様な事が考へられる。これ等の他に繪所座にとつては、所屬院家以外の南都の諸院家及び諸僧坊の仕事に依る収入も想像されるが、それ等に就いては全然史料が闕除して居るので明らかでない。

次に聊蛇足に互るが、長祿四年の會式方下行日記に繪所方下行として

一貫七百	ロク青	一貫文	ハク
三百五十文	朱一ツ、ミ	二百文	ニカワ
三百文	マコフン四兩	五十文	ロウサウ十坪
五十文	エンシ	三十文	カハコフン
三十文	大コフン		

と言ふ記事があり、更に又文明六年正月廿八日の條にも

舍利塔サイ色事、仰付松坊法橋了、繪具色々、  
 朱四兩・二百七十文、六青三兩・百五十文、コン  
 青四兩・五百五十文、上下二色、マコフン二兩・百、ニカワ・五十、ハク七枚八十文、  
 合一貫二百六文

戸平地藏三彌五百文、小南院出雲公仰付之、

と記されて居るがこれ等は當時に於ける繪具の値段を示すものとして重視さるべきものであらうと思ふ。

以上の収入は所屬院家より給付された給分に依る収入と共に、繪所座の最低額の生活費を保證するものであらうと思ふ。この他彼等に取つて定収入と認め

らるゝ場合に寺門の圖繪がある。これに關しては多くの例を見る事は出來ないが、二三の記載を摘表して見ると次の如くである。

畫圖ノ種類	支給額	備考	年時	出據
十六善神	五、〇〇〇 <small>貫文</small> 、七〇〇	繪具代等 衣絹代	應永十一 康正二	寺院細々引付 應永十一、八、十一 康正二、五、廿一 康正二年寺務方所出下行
藥師	五、〇〇〇	衣絹代ヲ含ム	文明十六	多開院日記、文明十 六、卯、廿三
寂勝曼茶羅	一〇、〇〇〇 三、〇〇〇	同右 衣絹代計	同右 康正三	同右 康正三、六、四

寺門細々引付、長祿四年三月廿三日の條に、十六善神圖繪に就いて、「本員數者千疋也」と見えて居る。

右表に於いて見らるゝ如く、寺門圖繪の場合には繪具代として支給される額も、院家の場合に於ける一貫文乃至一貫五百文に對して、五貫文乃至十貫文となつて來る。十六善神圖繪に於いては應永十一年・康正二年の兩度とも、繪具代五貫文、衣絹代七百文と規定されて居るが、これも或る場合には、寺院細々引付の記事が示す様に千疋即ち十貫文で、寂勝曼茶羅の場合と同額であつた事が知られる。更に藥師及び寂勝曼茶羅の場合に於いては、五貫文或は十貫文の中に衣絹代をも含める規定になつて居るが、これは最初は十六善神の場合と同様に、別に衣絹代の規定があつたものが、繪具代の中に繰り入れられるに至つたものと想像されるのであつて、右表の康正三年の寂勝曼茶羅の衣絹代三貫文とある事が之を物語るものである。

従つて寺門圖繪の場合には、原則的に繪具代五貫文乃至十貫文の二種類の規定があつたものと見る事が出来る。然らばこの場合に於ける圖繪の大サの標準はどうなつて居たであらうか。まづ五貫文の場合に就いて見ると、これは前表の十六善神の所に衣絹代七百文とあつて、院家の圖繪の衣絹代五百文の約一倍半であつた事が知られる。即ち前の院家の場合の壽像の衣絹の大サを一倍半し

中世に於ける南都繪所の研究

て見ると、大體に於いて院家の場合の延徳三年の阿彌陀像の大サに一致する。即ち長サ五尺、幅二尺一寸前後と見る事が出来る。然して先の阿彌陀像の繪具代が十貫文であつたのは、それが全身金色に塗るといふ様な特別な場合であつたので、これが通常の場合にはこの寺門の十六善神或は藥師圖繪以下の繪具代が支給されたものであつたと思はれる。

更に之が寂勝曼茶羅圖繪の如き十貫文の場合には、更にその大サが倍加されたであらうと想像されるのであるが、之に就いては尋尊が延徳二年に寺門の寂勝曼茶羅五ハハのものを一ハハに縮寫した例が見られ、(延徳二年)その表法に際して、(十月廿一日)

寺門ノハ五ハ、一丈餘也、

と記して居る所から見て、大體に於いて長サ一丈、幅五尺前後のものであつた事が考へられる。

然しこれ等は何れも机上の概算であつて、實際に就いては現存する當時のそれ等のものゝ大サと比測する事に依つて容易に解決出来る問題であると思ふが、かゝる事柄に關しては何等の便宜も機會も有しないので、この概算と實際の比測に就いては、大方の御教示を仰ぎ度いものと思ふ。

以上は殆んど毎年恆例的に繰り返さるゝ種類の仕事に依る繪所座の定收入に近いものであるが、この他に臨時の諸社寺の造替・修理等の場合に於ける彼等の収入は相當大なる額に上るものであつた。今それ等の二三のものに就いて見ると、長祿四年芝・吐田の兩座の間に相論が惹起された興福寺東金堂の佛像彩色の場合に於いては、東西南北の四部に分ち、各部が百貫文、都合四百貫文であり、塔内の繪に就いては一方が百五十貫文、四方合せて六百貫文の多額に上つて居る。(長祿四年七月廿九日)

更に春日社造替の場合に於いても、文明十九年四月九日の集會の決定に依れば、材木方西國・南山分合せて四千貫文、上下遷宮に就いて社家方に行すべきもの合せて六百貫文、更に神寶師に御簾金物分を含めて三百貫文が下行され

る事に決定したのに對し、繪師方分と決定されたものも亦六百貫文の多額に上つて居る。これ等の額が前述の如き仕事の分配に従つて配賦されたものとすれば、各一座に就いて夫々百五十貫文乃至三百貫文と認める事が出来る。

又永正十八年多武峯護國院神殿造替に際して、その彩色に與つた芝座の慶純等に下行された金額の細目は、その下行日記の記載に依ると次の如くである。

(談山神社文書、)即ち  
(七一頁)

費	目	支	給	額
	彩色筆始時祝、慶純法橋下行、			三、〇〇〇 <small>貫文</small>
	彩色皆料分四百貫之内且下行、			三六六、〇〇〇
	同繪師方へ渡畢、皆成、			三六、〇〇〇
	同仕上祝、大工下行、			一〇、〇〇〇
	同時祝、子三郎下行、			三、〇〇〇
	同時仕手ノ中へ下行、			五、〇〇〇
	同時麵十五把之代、			三七五
	屋上裏板彩色賃下行			三、〇〇〇

となつて居て、この際慶純父子の収入としては、祝儀等を含めて四百十九貫文、その徒弟分五貫文となる。この時彼は御禮の意味で三十番神一幅を圖繪寄進して居る。この後慶純の子三郎が多武峯鎮守一百餘所の彩色を請けた時の支給總額は百十貫文であつた。(談山神社文書、)その他文明十二年吐田長有が矢田寺の仁王像彩色を行つた時には、初め百貫文の契約であつたが完成に際して下行された額は七十貫文であつた。(文明十二年四月十二日)

かゝる例はこの他に數多く見る事は出来ないが、前に述べた如く大和の諸社寺は多くの場合彼等の職場であつたから、それ等に於ける彼等の収入も略々上述の額を以て律する事が出来ようと思ふ。

猶最後に繪所座の經濟生活に關して我々の興味を惹くものに本尊憑支がある。これは尋尊自筆の延徳二年の合力抄引付の紙背に

本尊憑支也  
繪所憑支 芥山方毎月、寛圓奉行、二百文、

と記されて居て、この記載に依れば寛圓が奉行して、加入者が一部に就き毎月二百文宛を積立て、一幅の本尊を得る仕組になつて居た事が知られる。この期間には凡そ一年間と考へられるので、一幅代は二貫四百文に相當する譯である。

この額は前に擧げた院家の圖繪の場合の支給額と對比して興味あるものがある。尙尋尊は明應二年にも松南院清賢企劃する所の本尊憑支に二部加入して居る所を見ると、(明應二年十月十八日)かゝる催が繪所座の經濟的援助の爲、屢々行はれて居た事が想像される。

## 八 結 び

以上中世に於いて南都興福寺の一乘院・大乘院の兩院家に所屬した所謂南都繪所座に就いてその成立及び院家へ所屬するに至つた事情、その發展過程、座の内容、所屬院家との間に於ける從屬關係、その職場としての院家並に南都及び大和國內に於ける諸社寺との關係及びそれ等に於ける圖繪・彩色等の權利の分配、或はその収入を中心とする經濟生活等に互つて考察した。史料の關係上充分に解決する事の出来なかつた問題や猶殘された問題も多く、且又彼等の殘した遺物に對する知識を多く持ち合せない爲、獨斷に流れた箇所も少くないと思ふが、それ等に就いては大方の御寛恕と御教示を期待して、この完成を他日に俟ち度いと思ふ。(昭和十年正月四日稿)

この稿を成すに當つて種々配慮を煩はした史料編纂官補瀧宮新六氏及び史料の提供或は助言をいただいた畏友小野晃嗣・勝野隆信・谷信一の諸氏に感謝の意を表する次第である。